

「Q & A 商業登記利用案内」 変更内容（頁順一覧）

平成 29 年 8 月 1 日現在

頁	行	変更前（赤字は変更部分）	変更後（赤字は変更部分）
目次 4 頁	下から 1 行	Q15 オンライン提出方式とはどんな申請方式ですか	Q15 登記すべき事項等のオンライン提供とはどんな申請方式ですか
目次 11 頁	下から 4 行	13 登記すべき事項を電磁的記録に記録して提出する方法とは？	13 登記すべき事項等を記録した電磁的記録を提供する方法とは？
目次 14 頁	5 行	8 法務省ホームページの記載例とは？	8 法務局ホームページの記載例とは？
	7 行	10 登記事項証明書等の記載の引用とは？	10 登記すべき事項の記載の一部省略とは？
8 頁	下から 5・6 行	平成 26 年 4 月 1 日現在、264 力所の支局および 122 力所出張所を置いています。	平成 28 年 10 月 1 日現在、261 力所の支局および 106 力所出張所を置いています。
18 頁	下から 3 行	作成後 3 日以内	作成後 3 月以内
	下から 1・2 行	ただし、当該法人の本店または主たる事務所の所在地を管轄する登記所に申請するときは	ただし、当該法人の本店もしくは主たる事務所の所在地を管轄する登記所に申請するときまたは申請書に当該法人の会社法人等番号を記載したときは
20 頁	6～9 行	ただし、他の登記所の登記事項証明書で日本における代表者を定めた旨または日本に営業所を設けた旨の記載があるものを添付したときは、同項の書面の添付を要しません（商登法第 129 条第 3 項）。	ただし、他の登記所の登記事項証明書で日本における代表者を定めた旨もしくは日本に営業所を設けた旨の記載があるものを添付したときまたは申請書に当該外国会社の会社法人等番号を記載したときは、同項の書面の添付を要しません（商登法第 129 条第 3 項、商登規第 36 条の 3）。
27 頁	12・13 行	法務局ホームページのトップページ（右側上から 4 番目）の「管轄のご案内」ボタンをクリックします。	法務局ホームページのトップページの右側上から 3 番目の「管轄のご案内」ボタンをクリックします。
29 頁	6～10 行	法務局または地方法務局の情報は、法務省ホームページのトップページからアクセスすることもできますが、管轄す	法務局または地方法務局の情報は、法務局ホームページのトップページからアクセスすることができます。法務局ホームペー

		る登記所や申請書様式・記載例などを調べるときは、法務局ホームページのトップページからアクセスするほうが便利です。そのURLは、次のとおりです。 <a href="http://www.houmukyoku.moj.go.jp/">http://www.houmukyoku.moj.go.jp/</a>	ジのトップページのURLは、次のとおりです。 <a href="http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html">http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html</a>
	下から 2・3行	添付する必要がありますが（商登法第48条第1項）	添付し、または申請書に法人の会社法人等番号を記載する必要がありますが（商登法第48条第1項、商登規第36条の3）
31頁	1行	Q15 オンライン提出方式とはどんな申請方式ですか	Q15 登記すべき事項等のオンライン提供とはどんな申請方式ですか
	2～5行	オンラインによる登記の申請の場合と同様に、受付、手続終了等のお知らせなどのサービスを受けることができる申請方式です。 書面の申請書を提出しますが、申請書総合ソフト等（221頁【耳寄りな情報14】）を利用して申請書を作成することができます。	登記すべき事項等をあらかじめ登記・供託オンライン申請システムによって送信することにより、申請書に登記すべき事項等を記載することを要しない申請方式です。オンラインによる登記の申請の場合と同様に、受付、手続終了等のお知らせなどのサービスを受けることができます。 書面の申請書（登記すべき事項等の申請書への記載は不要）を提出しますが、申請書総合ソフト等（221頁【耳寄りな情報14】）を利用して申請書を作成することができます。
	7、8行、 （参考） 中	オンライン提出方式	登記すべき事項等のオンライン提供
	（参考） 中	①申請人の情報の登録	①申請人の情報の登録、登記すべき事項等の提供
35頁	3～6行	オンライン提出方式（31頁Q15）により申請するときは、申請書総合ソフト等（221頁【耳寄りな情報14】）を利用して申請書を作成することがで	なお、登記すべき事項等を記録した電磁的記録を提供する（37頁【詳細情報13】）ときは、申請書には登記すべき事項等を記載する必要はありません（商登法

		きます。なお、登記すべき事項については、電磁的記録（CD-R等）に記録して提出することもできます（37頁【詳細情報13】）。	第17条第4項）。
36頁	4行	]	申請書に当該法人の会社法人等番号を記載することにより登記事項証明書の添付を省略するときは、 「登記事項証明書 添付省略（会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○○○○）」の振合いで記載します。」]
37頁	17行	登記すべき事項を電磁的記録に記録して提出する方法とは？	登記すべき事項等を記録した電磁的記録を提供する方法とは？
	下から8、9行	その主な注意点は、次のとおりです。	提供する方法は、次の磁気ディスクを申請書とともに提出する方法または登記・供託オンライン申請システムを利用して提供する登記すべき事項等のオンライン提供（31頁Q15）による方法です（商登規第35条の2）。
	下から4～6行	ア フロッピーディスク（2HD、1.44MB、MS-DOS形式） イ CD-ROM（120mm、JIS X 0606形式） ウ CD-R（120mm、JIS X 0606形式）	ア CD-ROMまたはCD-R（120mm、JIS X 0606形式） イ DVD-ROMまたはDVD-R（120mm、JIS X 0610形式）
39頁	11・12行	法務省ホームページ	法務局ホームページ
43頁	2～5行	② 取締役会、監査役会または委員会に関する事項の変更の登記（登免法別表第一第24号（一）ワ） ・取締役会設置会社の定めの設定と委員会設置会社の定めの設定（通達準拠221頁）、委員会設置会社の定めの設定と監査役会	② 取締役会、監査役会、監査等委員会または指名委員会等に関する事項の変更の登記（登免法別表第一第24号（一）ワ） ・取締役会設置会社の定めの設定と指名委員会等設置会社の定めの設定（通達準拠221頁参照）、指名委員会等

		設置会社の定め の廃止	設置会社の定め の設定と監査役会 設置会社の定め の廃止
45 頁	3・4 行	法務省ホームページ	法務局ホームページ
	12・13 行	・添付書面は、公証人の認証した謄本等を除き（49 頁 Q23）、原本である必要があります（48 頁 Q22）。	・添付書面は、取締役等の氏名および住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書について当該取締役等が原本と相違ない旨記載した謄本（商登規第 61 条第 5 項）、公証人の認証した謄本等を除き（49 頁 Q23）、原本である必要があります（48 頁 Q22）。
	下から 2、1 行	法務省ホームページ	法務局ホームページ
46 頁	5～8 行	トップページの左側にメニュー項目「商業・法人登記申請書等様式」として掲載されています。URL は、次のとおりです。 <a href="http://www.moj.go.jp/ONLINE/COMMERCE/11-1.html">http://www.moj.go.jp/ONLINE/COMMERCE/11-1.html</a>	トップページの右側にメニュー項目「商業・法人登記申請手続」として掲載されています。URL は、次のとおりです。 <a href="http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html">http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html</a>
	15～17 行	① フロッピーディスク（2 HD、1.44MB） ② CD-ROM（120mm） ③ CD-R（120mm）	① CD-ROM または CD-R（120mm、JIS X 0606 形式） ② DVD-ROM または DVD-R（120mm、JIS X 0610 形式）
48 頁	2・3 行	公的個人認証電子証明書（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 3 条第 1 項の規定により作成された電子証明書をいう。以下同じ）	署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 条第 1 項の規定により作成された署名用電子証明書をいう。以下同じ）
58 頁	下から 1・2 行	当該却下処分を不当とする者は、期間の制限なくいつでも	当該却下処分を不当とする者または登記官の不作为に係る処分を申請した者は、処分についての審査請求にあっては期間の制限なくいつでも
59 頁	1・2 行	行政不服審査法第 14 条	行政不服審査法第 18 条

	19・20 行	理由があるときの登記官への 処分の命令（登記官にその登 記すべきことの命令）	処分についての審査請求が理由 があると認められ、または審査 請求に係る不作為に係る処分を すべきものと認められるときの 登記官への処分の命令（登記官 にその登記すべきことの命令、 審査請求に係る不作為に係る処 分についての申請が却下すべき ものと認められるときは登記官 に当該申請を却下すべきことの 命令）
60 頁	1 行	オンライン提出方式	登記すべき事項等のオンライン 提供
60・61 頁	60 頁下 から 1 行・61 頁 1 行	法務省ホームページ	法務局ホームページ
71 頁	下から 5、6 行	① 設立時取締役、設立時會 計参与、設立時監査役または 設立時会計監査人(267 頁参 考資料 4 参照)	① 設立時取締役（監査等委員 会設置会社にあつては、設立 時監査等委員である取締役ま たはそれ以外の取締役）、設立 時会計参与、設立時監査役ま たは設立時会計監査人(267 頁 参考資料 4 参照)（ただし、募 集による設立の場合には創立 総会または種類創立総会の決 議による）
73 頁	1 行	<p>((3)の二つ目の・として追加)</p> <p>・本店の所在地における設立の登記の申請書には、取締役会設 置会社の設立時代表取締役以外の設立時取締役、設立時監査 役または設立時代表執行役以外の設立時執行役の就任を承諾 した書面に記載された氏名および住所と同一の氏名および住 所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成 した証明書（当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した 謄本を含む）（商登規第 61 条第 5 項）を添付します。設立時 取締役等が外国に居住する者であるときは、外国官憲の作成 に係る当該設立時取締役等の氏名および住所が記載された証 明書のほか、外国官憲の発行に係る身分証明書等（住所の記 載があるものに限る）の謄本で、当該設立時取締役等が原本 と相違がない旨を記載し、署名または記名押印したものが該 当し、外国で作成された証明書については、日本語による訳 文を添付します（平成 27 年 2 月 20 日民商第 18 号法務省民事</p>	

		局長通達)。	
	2行、 委員会 設置会 社のハ コ	委員会設置会社	指名委員会等設置会社
75頁	2行	<p>((6)の一つ目の・として追加)</p> <p>・本店の所在地における設立の登記の申請をする者は、婚姻により氏を改めた取締役、監査役、執行役、会計参与または会計監査人につき、婚姻前の氏(記録すべき氏と同一であるときを除く)をも記録するよう申し出ることができます。この申出をするには、設立の登記の申請書に、婚姻前の氏を記録すべき取締役等の氏名および婚姻前の氏を記載し、これらを証する書面(戸籍の記録事項証明書等)を添付しなければなりません(商登規第81条の2第1項・第2項)。</p>	
	3行	法務省ホームページ	法務局ホームページ
77頁	4行	(末尾に追加)	一方、内国銀行の海外支店は、取扱金融機関になることができます(平成28年12月20日民商第179号法務省民事局長通達)。
	下から 3・4行	設立時代表取締役または設立時代表執行役	設立時取締役(設立時代表取締役である者を含む)
	下から 2・3行	また、設立時代表取締役または設立時代表執行役	ただし、発起人および設立時取締役の全員が日本国内に住所を有しておらず、これが登記の申請書の添付書面の記載から明らかである場合には、口座名義人は、発起人および設立取締役以外の者とすることができます(平成29年3月17日民商第41号法務省民事局長通達)。また、発起人以外の者
78頁	下から 4行	法務省ホームページ	法務局ホームページ
79頁	下から 1~4行	A 株式会社の代表取締役のうち少なくとも一人は日本に住所を有していなければならないと解されており、日本に住所を有する代表取締役または代表執行役のいない会社の設立の登記の申請は受理され	A 平成27年3月16日以降、代表取締役の全員が日本に住所を有しない内国株式会社の設立の登記の申請は受理して差し支えないとされています(平成27年3月16日民商第29号法務省民事局商事課長通知)。また、代

		ません（昭和 59 年 9 月 26 日民四第 4974 号法務省民事局第四課長回答（登解 277 号 6 頁））。	表執行役の全員が日本に住所を有しない内国株式会社の設立の登記の申請も受理して差し支えないと考えられます。
88 頁	6 行	取締役	取締役、監査等委員である取締役
	下から 6・7 行	登記すべき事項の申請書への記載については、 <b>登記事項証明書（現在事項全部証明書等）の記載等を引用【耳寄りな情報 10】</b> することができます。	登記すべき事項の申請書への記載については、 <b>本店を移転した旨およびその年月日を除き、省略【耳寄りな情報 10】</b> することができます。
88・89 頁	88 頁下から 5 行～89 頁 15 行	<p><b>登記事項証明書の記載等の引用とは？</b></p> <p>管轄外本店移転の新本店の所在地における登記すべき事項は、本店を移転した旨及びその年月日を除き、旧本店の所在地における現在事項全部証明書にすべて記載されていることから、その記載に代えて、当該証明書の記載を引用するものです。</p> <p>具体的には、申請書に、①本店を移転した旨及びその年月日、②登記事項証明書、その写しまたは登記情報提供サービスの提供結果の内容を引用する旨を記載し、申請書と登記事項証明書または登記情報提供サービスの提供結果とを合せて（申請書に押印した印鑑で契印）することにより、申請書への記載を省略することができます（平成 19 年 11 月 12 日民商第 2451 号法務省民事局商事課長通知（登インター 100 号 160 頁））。なお、登記事項証明書（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）、その写しまたは登記情報提供サービスの提供結果（登記簿に記録されている全部の事項について</p>	<p><b>登記すべき事項の記載の一部省略とは？</b></p> <p>管轄外本店移転の新本店の所在地における登記すべき事項は、本店を移転した旨及びその年月日を除き、その記載を省略することができることとされたものです（平成 29 年 7 月 6 日民商第 111 号法務省民事局商事課長通知）。</p> <p>具体的には、新本店の所在地における登記の申請書には、登記すべき事項として、本店を移転した旨およびその年月日の記載があれば足り、その他の事項を省略する旨の記載はなくても差し支えありません。</p> <p>なお、この取扱いは、管轄外本店移転の登記の申請の前件として旧本店の所在地において登記の申請があった場合や同時に支配人を置いた営業所（旧本店）を他の登記所の管轄区域内に移転する登記の申請をする場合も同様となります。</p>

		<p>の情報)の内容は、現在の登記内容と一致するもの(その後に、別途の登記又は登記の申請がされていないもの)でなければなりません。</p> <p>(参考)登記すべき事項の記載例</p> <p>平成〇年〇月〇日〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号から本店移転</p> <p>別添登記事項証明書記載のとおり(または「別添登記事項証明書写し記載のとおり」もしくは「別添登記情報提供サービスの提供結果のとおり」)</p>	
94 頁	9 行	<p>(1)の二つ目および三つ目の・として追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者割当てによる場合において、募集株式が譲渡制限株式会社であるときは、定款に別段の定めがない限り、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議により、募集株式の割当ての決定をし、または総数引受契約の承認を受ける必要があります。</li> <li>・募集株式の割当てまたは総数引受契約の締結により募集株式の引受人となった者が、当該募集株式の発行等の結果として公開会社の総株主の議決権の過半数を有することとなる場合には、株主に対して当該引受人に関する情報を開示することとし、また、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主から反対の通知があつた場合には、当該引受人に対する募集株式の割当てまたは総数引受契約について、株主総会の決議による承認を要します(会第206条の2)。</li> </ul>	
95 頁	<p>(参考)公開会社が募集事項・募集事項等を取締役会で決議する例、(参考)公開会社でない会社が募集事項・募集事項等を株主総会で決議する例中</p> <p>(大括弧を削除)</p>		
96 頁	下から11・12行	<p>① 募集事項、募集事項等の決定に関する書面(株主総会議事録、種類株主総会議事録)</p>	<p>① 募集事項、募集事項等もしくは割当ての決定、募集事項の決定の委任または総数引受契約もしくは会社法第206条の2第4項の規定による募集株式の引受けに反対する旨の通知があつた場合の同項の規定による承認に関する書面(株主総会議事録・代表取締</p>

			役の作成に係る株主リスト、 種類株主総会議事録・代表取締役の作成に係る株主リスト
97 頁	2 行	⑤ 資本金の額の計上に関する書面	⑤ 会社法第 206 条の 2 第 4 項の規定による募集株式の引受けに反対する旨の通知があった場合において、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないときは、当該場合に該当しないことを証する書面 ⑥ 資本金の額の計上に関する書面
102・ 103 頁	(表を別表 1 に差替え)		
106 頁	10・11 行	ただし、申請する登記所が当該法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所であるときは	ただし、申請する登記所が当該法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所であるときまたは申請書に当該法人の会社法人等番号を記載したときは
	16 行	または委員会設置会社	、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社
	下から 1～10 行	株式会社の代表取締役・代表執行役のうち少なくとも一人は日本に住所を有していなければならないと解されており、日本に住所を有する代表取締役・代表執行役のない会社の代表取締役・代表執行役の重任または就任による変更の登記の申請は、受理すべきではないと考えられています(昭和 60 年 3 月 11 日民四第 1480 号法務省民事局第四課長回答(詳解商登(上) 716 頁))。 日本に住所を有する代表取締役・代表執行役がないこととなる代表取締役・代表執行役の辞任による変更の登記の申請も受理すべきではないと	代表取締役の全員が日本に住所を有しない内国株式会社の代表取締役の重任または就任の登記の申請については、受理すべきでないとされていましたが(昭和 59 年 9 月 26 日民四第 4974 号法務省民事局第四課長回答、昭和 60 年 3 月 11 日民四第 1480 号法務省民事局第四課長回答)、平成 27 年 3 月 16 日以降、これらの登記の申請は受理して差し支えないとされています(平成 27 年 3 月 16 日民商第 29 号法務省民事局商事課長通知)。 また、代表執行役の全員が日本に住所を有しない内国株式会社の代表執行役の重任または就任の登記の申請ならびに代表取

		考えられています（商業・法人のアクセスポイント2「内国株式会社の代表取締役の全てが外国在住者となる場合の日本在住の代表取締役の辞任を原因とする退任による変更の登記の取扱いについて」登研778号125頁参照）。	締役または代表執行役の全員が日本に住所を有しないこととなる代表取締役または代表執行役の辞任による変更の登記の申請も受理して差し支えないと考えられます。
107頁	1行	<p>((8)として追加)</p> <p>(8) 役員等の氏の記録に関する申出</p> <p>取締役、監査役、執行役、会計参与または会計監査人の就任による変更の登記または氏の変更の登記の申請をする者は、婚姻により氏を改めた取締役等であって、その申請により登記簿に氏名を記録すべきものにつき、婚姻前の氏（記録すべき氏と同一であるときを除く）をも記録するよう申し出ることができます。この申出をするには、登記の申請書に、婚姻前の氏を記録すべき取締役等の氏名および婚姻前の氏を記載し、これらを証する書面（戸籍の記録事項証明書等）を添付します（商登規第81条の2第1項・第2項）。</p> <p>婚姻前の氏が記録された取締役等の再任による変更の登記または氏の変更の登記の申請をする者は、申請人から婚姻前の氏の記録を希望しない旨の申出があるときまたは婚姻前の氏と登記簿に記録すべき氏とが同一であるときに限り、その申請により登記簿に氏名を記録すべき取締役等につき、婚姻前の氏を記録しないものとされています（商登規第81条の2第4項・第5項）。</p>	
	13行	会社の代表者宛て辞任届	会社の代表者宛て辞任届および登記所に印鑑を提出した代表取締役・代表執行役・取締役・執行役の辞任による変更の登記の申請にあつては当該代表取締役等が辞任を証する書面に押印した印鑑に係る市区町村長の発行する印鑑証明書（商登規第61条第6項）（当該印鑑と当該代表取締役等が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、添付不要。また、印鑑証明書を受領する前に代表取締役等が死亡した旨または行方不明となった旨を記載した上申書および当該代表取締役等の死亡診断書、戸

			籍事項証明書または警察署が発行した失踪届受理証明書等によって代替可能)
	22行	株主総会議事録	株主総会議事録・代表取締役の作成に係る株主リスト
109頁	3・4行	本国官憲の証明が必要であり (昭和48年1月29日民四第821号法務省民事局長通達(登録139号92頁))	本国官憲の証明が必要であり (平成28年6月28日民商第100号法務省民事局長通達)
	12行	(③を追加) ③ 登記所に印鑑を提出した代表取締役・代表執行役の辞任届 (登記所に提出した印鑑を押印していないとき)	
	13・14行	本国の管轄官庁または日本における領事その他権限がある官憲の認証を受けた書面とその訳文のことです。	本国官憲(当該国に領事および日本における権限がある官憲を含む)の作成した証明書とその訳文のことです。当該外国人の本国の法制上の理由等のやむを得ない事情から、当該外国人の署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書を取得することができないときは、その旨の申請書に押印すべき者の作成した上申書および当該署名が本人のものであることの日本の公証人または当該外国人が現に居住している国の官憲の作成した証明書をもって代えることができます(平成28年6月28日民商第100号法務省民事局長通達)。
110頁	下から1~3行	⑤ 委員会設置会社である旨の登記ならびに委員、執行役および代表執行役に関する登記 ⑥ 支配人に関する登記	⑤ 監査等委員会設置会社である旨の登記、監査等委員である取締役に関する登記および重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある旨の登記 ⑥ 指名委員会等設置会社である旨の登記ならびに委員、執行役および代表執行役に関する登記 ⑦ 支配人に関する登記

113頁	6・7行	会社を代表しない清算人がない場合に限り、代表清算人の登記をします。	会社を代表しない清算人がある場合に限り、代表清算人の氏名を登記します。
116頁	13行	または委員会	、監査等委員会または指名委員会等
117頁	下から1～3行	このほか通常の株式会社については、取締役会設置会社であるときはその旨、特別取締役による議決の定めがあるときは特別取締役の氏名が登記事項となるほか、社外取締役である旨が登記事項となる場合があります。	このほか通常の株式会社については、取締役会設置会社であるときはその旨、特別取締役による議決の定めがあるときは特別取締役の氏名および社外取締役である取締役について社外取締役である旨、監査等委員会設置会社であるときは監査等委員である取締役の氏名および社外取締役である取締役について社外取締役である旨、指名委員会等設置会社であるときは社外取締役である取締役について社外取締役である旨が登記事項となります。
118頁	下から12～15行	このほか通常の株式会社については、監査役設置会社（監査役	このほか通常の株式会社については、監査役設置会社（監査役
123頁	5、8行	の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む）であるときはその旨、監査役会設置会社であるときはその旨が登記事項となるほか、社外監査役である旨が登記事項となる場合があります。	の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む）であるときはその旨および監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社であるときはその旨、監査役会設置会社であるときはその旨および社外監査役である監査役について社外監査役である旨が登記事項となります。
		<p>(②を③とし、①を②とし、①として追加)</p> <p>① 本店の所在地における設立の登記の申請をする者は、婚姻により氏を改めた社員、業務執行社員または職務執行者であって、その申請により登記簿に氏名を記録すべきものにつき、婚姻前の氏（記録すべき氏と同一であるときを除く）をも記録するよう申し出ることができます。この申出をするには、設立の登記の申請書に、婚姻前の氏を記録すべき社員等の氏名および婚姻前の氏を記載し、これらを証する書面（戸籍の記録事項証明書等）を添付します（商登規第 88 条の 2）。</p>	

	6行	法務省ホームページ	法務局ホームページ
127頁	3・4行	委員会設置会社にあつては取締役の委任による執行役の決定	監査等委員会設置会社において会社法第399条の13第5項または第6項の取締役会の決議による委任があつたときは取締役の決定、指名委員会等設置会社において会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任があつたときは執行役の決定
133頁	4・5行	(商準則第7条第2項)	(商登規第1条の2第2項、平成27年9月30日民商第121号法務省民事局長通達による改正前の商準則第7条第2項)
140頁	下から5、6行	③ 株主総会や取締役会で、募集株式の割当ての決定をする必要はありません(民事再生法第183条の2第1項)。	③ 株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議により、募集株式の割当ての決定をし、または株主総会の決議により総数引受契約の承認を受ける必要はありません(民事再生法第183条の2第1項)。
155頁	24・25行	本店または主たる事務所の所在地を管轄する登記所であるとき	本店もしくは主たる事務所の所在地を管轄する登記所であるときまたは申請書に当該法人の会社法人等番号を記載したとき
156頁	下から2行	添付を要しません。	添付を、申請書に当該法人の会社法人等番号を記載したときは、資格を証する書面の添付を要しません。
157頁	9行	法務省ホームページ	法務局ホームページ
	下から2・3行	当該法人の本店または主たる事務所の所在地を管轄する登記所に請求するときは	当該法人の本店もしくは主たる事務所の所在地を管轄する登記所に請求するときはまたは申請書に当該法人の会社法人等番号を記載したときは
160頁	下から7・8行	昭和48年1月29日民四第821号法務省民事局長通達(登解139号92頁)	平成28年6月28日民商第100号法務省民事局長通達
161頁	5・6行	本国官憲の証明が必要であり(昭和48年1月29日民四第821号法務省民事局長通達(登解139号92頁))	本国官憲(当該国に領事および日本における権限がある官憲を含む)の証明が必要であり(平成28年6月28日民商第100号

			法務省民事局長通達)
162頁	下から 1～3行	ただし、当該法人の本店 <b>また</b> <b>は</b> 主たる事務所の所在地を管 轄する登記所に請求するとき は	ただし、当該法人の本店 <b>もしく</b> <b>は</b> 主たる事務所の所在地を管轄 する登記所に請求するとき <b>また</b> <b>は</b> 申請書に当該法人の会社法人 等番号を記載したときは
164頁	下から 3行	法務省ホームページ	法務局ホームページ
166頁	5行	商登規第34条第1号	商登規第34条 <b>第4項</b> 第1号
	7行	商登規第34条第2号	商登規第34条 <b>第4項</b> 第2号
	9行	商登規第34条第4号	商登規第34条 <b>第4項</b> 第4号
	11行	商登規第34条第5号	商登規第34条 <b>第4項</b> 第5号
	13行	商登規第34条第6号	商登規第34条 <b>第4項</b> 第6号
	15・16 行	商準則第15条第1項(8)、第 22条	商登規第34条 <b>第4項</b> 第19号
	18行	商登規第34条第8号	商登規第34条 <b>第4項</b> 第8号
	20行	商登規第34条第10号	商登規第34条 <b>第4項</b> 第10号
170頁	3行	商登規第34条第4号	商登規第34条 <b>第4項</b> 第4号
	13・14 行	商準則第15条第1項(8)	商登規第34条 <b>第4項</b> 第19号
171頁	下から 4、2・3 行	法務省ホームページ	法務局ホームページ
178頁	6行	いずれも作成後3月以内のも のとされています。	いずれも作成後3月以内（不動 産登記の申請人である法人の代 表者の資格を証する登記事項証 明書にあっては作成後1月以 内）のものとされています。な お、会社法人等番号を申請書・ 届書に記載する場合には、法人 の代表者の資格を証する登記事 項証明書は不要です。
	14～16 行	不動産登記令第7条第1項第1 号および第2号、第16条 <b>なら</b> <b>びに</b> 第17条	不動産登記令第7条第1項第1 号、第2号、第16条 <b>および</b> 第17 条 <b>ならびに</b> 不動産登記規則第36 条 <b>第1項</b> および <b>第2項</b>
178・ 179頁	178頁 下から 5行～ 179頁 16行	(省略)	平成28年4月1日から、外務 省において登記官の公印を直接 証明することとなり、外務省に よる手続において、登記官の公 印についての当該登記官の所属

			<p>する法務局の長または地方法務局の長の証明は不要となりました。</p> <p>■ 補足説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国での各種手続において、登記事項証明書等登記官が発行した証明書を提出する場合、当該登記事項証明書等について外務省による証明【詳細情報44】が必要とされることがあります。</li> </ul>						
180頁	15～17行	(認証・証明登記官の所属法務局・地方法務局の項の削除)							
181頁	6行	現に効力を有する登記事項	会社法人等番号を含む現に効力を有する登記事項						
	8行	取締役	取締役、監査等委員である取締役						
182頁	下から2行	取締役	取締役、監査等委員である取締役						
186頁 187頁 188頁	7行 6行 6行	会社法人等番号 ○○○○－○○－○○○○○○	<table border="1"> <tr> <td>会社法人等番号</td> <td>○○○○－○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○○－○○○○○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○○</td> </tr> </table>	会社法人等番号	○○○○－○○		○○－○○○○○○		○○
会社法人等番号	○○○○－○○								
	○○－○○○○○○								
	○○								
189頁	2行	会社の登記記録に職権で記録される会社固有の番号です。	登記簿に記録される特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための番号です。						
	5・6行	会社（外国会社を除く）について新たに登記記録を起こすとき、会社法人等番号を付すものとされています（商準則第7条第1項）。	会社その他の商人について新たに登記記録（支店の所在地における登記の登記記録を除く）を起こすとき、登記所及び商業登記規則第1条の2各号に掲げる区分ごとに、登記記録を起こす順序に従って付した会社法人等番号を記録するものとされています（商登規第1条の2第1項）。						
	13行	商準則第7条第2項	商登規第1条の2第2項						
192頁	11行	または委員会設置会社	、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社						
199頁	11行	法務省ホームページ	法務局ホームページ						
201頁	8・9行	ただし、当該法人の本店また	ただし、当該法人の本店もしく						

		は主たる事務所の所在地を管轄する登記所に請求するとき は	は主たる事務所の所在地を管轄する登記所に請求するとき または申請書に当該法人の会社法人等番号を記載したときは
204頁	5～8行	および利害関係を明らかにする事由を記載し、収入印紙を貼付のうえ、申請人または代理人が署名または押印しなければなりません（商登規第21条、第28条第1項）。	ならびに閲覧しようとする附属書類の名称、当該書面を閲覧する利害関係を明らかにする事由および利害関係を証明する書類の名称を記載し、収入印紙を貼付のうえ、申請人または代理人が署名または押印し、利害関係を証明する書面を添付しなければなりません（商登規第21条、第28条第1項）。
	11・12行	現に効力を有する登記事項	会社法人等番号を含む現に効力を有する登記事項
	13行	取締役	取締役、監査等委員である取締役
208頁	下から8行	337円	335円
210頁	下から1～3行	なお、行政機関が照会番号を利用する際に課金されるので、取下げや120日の有効期限（177頁Q83）の経過などにより照会番号が利用されなかったときには、料金の支払は不要となります。	なお、登記情報提供サービスの利用時（登記情報の取得時）には、課金されるとともに、照会番号の利用希望者に照会番号が発行されますが、照会番号の発行・利用自体には課金されません。
216頁		（参考）監督委員の同意を得る必要がある再生債務者の行為に終期（再生計画認可まで）が設けられている記録例中  平成○年○月○日登記 ○○地方裁判所の決定	平成○年○月○日○○ 地方裁判所の決定
220頁 221頁 223頁	4行、19行 2行 下から15行	公的個人認証電子証明書	署名用電子証明書
223頁	下から11行	（追加） 株式会社の設立の登記または取締役、監査役もしくは執行役	

		<p>(いずれも再任した者を除く)の就任による変更の登記の申請をオンラインによりする場合において、取締役等の就任の承諾を証する書面に代わるべき情報を作成し、上記②または③の電子証明書をあわせて送信したときは、当該取締役等の就任を承諾した書面に記録された氏名および住所と同一の氏名および住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む)の添付を要しません(商登規第103条第3項)。</p>	
229頁 231頁	5行 下から 8行、 下から 2行	公的個人認証電子証明書	署名用電子証明書
233頁	4~8行	<p>○ペイジーに対応したATMを設置する金融機関(平成26年4月1日現在)</p> <p>みずほ銀行、東三菱京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、群馬銀行、千葉銀行、横浜銀行、近畿大阪銀行、南都銀行、広島銀行、福岡銀行、親和銀行、東和銀行、京葉銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行、足利銀行</p>	<p>○ペイジーに対応したATMを設置する金融機関(平成28年10月1日現在)</p> <p>みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、<b>七十七銀行</b>、群馬銀行、足利銀行、千葉銀行、横浜銀行、近畿大阪銀行、南都銀行、広島銀行、福岡銀行、親和銀行、東和銀行、京葉銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行</p>
	11行	平成26年4月1日現在、25年4月1日改定	平成28年10月1日現在、25年4月1日改定
234頁	3行	往信郵送料82円+手数料600円+返信郵送料82円=664円	往信郵送料82円+手数料600円+返信郵送料82円=764円
	5行	164円安くなっています。	264円安くなっています。
239頁	11~15行	<p>⑤ 委員会設置会社である旨の登記ならびに委員、執行役および代表執行役に関する登記</p> <p>⑥ 支配人に関する登記</p> <p>⑦ 代表社員に関する登記</p> <p>⑧ 業務執行社員および代表社員に関する登記</p>	<p>⑤ 監査等委員会設置会社である旨の登記、監査等委員である取締役に関する登記および重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある旨の登記</p> <p>⑥ 指名委員会等設置会社である旨の登記ならびに委員、執行役および代表執行役に関する登記</p> <p>⑦ 支配人に関する登記</p> <p>⑧ 代表社員に関する登記</p>

			⑨ 業務執行社員および代表社員に関する登記
249 頁	下から 2 行	取締役が欠け	取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役またはそれ以外の取締役。以下同じ）が欠け
250 頁	下から 5 行	仮取締役	仮取締役（監査等委員会設置会社にあつては、仮取締役および監査等委員である仮取締役。以下同じ）
259 頁 260 頁	下から 5・6 行 12～14 行	ただし、当該法人の本店または主たる事務所の所在地を管轄する登記所に請求するときは	ただし、当該法人の本店もしくは主たる事務所の所在地を管轄する登記所に請求するときまたは申請書に当該法人の会社法人等番号を記載したときは
262 頁	下から 1 行	337 円	335 円
264 頁	(仙台法務局の項および盛岡地方法務局の項の削除)		
267 頁	(別表 2 に差替え)		
268 頁	(別表 3 に差替え)		
272 頁	(別表 4 に差替え)		
273 頁	24 行	委員会設置会社 company with committees	指名委員会等設置会社 company with nominating committee、etc

別表 1

	選任に関するもの	就任承諾に関するもの
取締役	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会議事録</li> <li>・代表取締役の作成に係る株主リスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就任承諾書</li> <li>・取締役会設置会社でない会社にあつてはこれに押印した印鑑に係る市区町村長の発行する印鑑証明書(再任を除く)</li> <li>・取締役会設置会社にあつては就任承諾書に記載された氏名および住所と同一の氏名および住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該取締役が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む)(再任・代表取締役である取締役・印鑑証明書を添付している取締役を除く)(注1)</li> </ul>
監査役	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会議事録</li> <li>・代表取締役の作成に係る株主リスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就任承諾書</li> <li>・就任承諾書に記載された氏名および住所と同一の氏名および住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該監査役が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む)(再任・印鑑証明書を添付している監査役を除く)(注1)</li> </ul>
会計参与・会計監査人(注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会議事録</li> <li>・代表取締役の作成に係る株主リスト(注3)</li> </ul>	就任承諾書(注3)
委員・執行役・特別取締役	取締役会議事録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就任承諾書</li> <li>・執行役につき就任承諾書に記載された氏名および住所と同一の氏名および住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該執行役が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む)(再任・代表執行役である執行役を除く)(注1)</li> </ul>

	選任に関するもの		就任承諾に関するもの
取締役会設置 会社の代表取締 役	取締役会議事録	左記の書面(注4) に押印した印鑑に 係る市区町村長 の発行する印鑑 証明書(ただし、 変更前の代表取 締役または代表 執行役(取締役を 兼ねる者に限る) が押印した印鑑 が登記所に提出 した印鑑であると きは、不要)	・就任承諾書 ・これに押印した印鑑に係る 市区町村長の発行する印鑑 証明書(再任を除く)
代表執行役			
取締役会設置 会社でない会 社の代表取締 役	①定款に代表取締役の氏名 を定めた場合 ②株主総会で選定した場合 ③各自代表の場合(注5) → ・株主総会議事録 ・代表取締役の作成に 係る株主リスト		就任承諾書
	定款の定めによる取締役の 互選により選任した場合 → ・取締役の過半数の一致 を証する書面 ・定款		

(注1) 取締役、監査役または執行役が外国に居住する者であるときは、外国官憲の作成に係る取締役等の氏名および住所が記載された証明書のほか、外国官憲の発行に係る身分証明書等(住所の記載があるものに限る)の謄本で、当該取締役等が原本と相違がない旨を記載し、署名または記名押印したものが該当し、外国で作成された証明書については、日本語による訳文を添付します(平成27年2月20日民商第18号法務省民事局長通達)。

(注2) 個人の場合にあっては日本税理士会連合会・日本公認会計士協会発行の資格証明書、法人の場合にあっては登記事項証明書(申請する登記所が当該法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所であるときまたは申請書に当該法人の会社法人等番号を記載したときは不要)を要します。重任・再任の場合にも同様です。

(注3) 自動再任の会計監査人については不要です。

(注4) 株主総会議事録にあっては、議長および出席取締役が押印したものの。

(注5) 取締役を選任した株主総会に係るもの。

## 別表2

### 4 株式会社の機関設計

#### (1) 株式会社(特例有限会社を除く)の株主総会以外の機関設計

	大会社 (会計監査人は必置)	大会社でない会社
公開会社 (取締役会は必置)	他はなし	④ 取締役会+監査役 ⑤ 取締役会+監査役+監査役会 ⑥ 取締役会+監査役+会計監査人
公開会社でない会社	⑥ ⑦ 取締役+監査役+会計監査人	⑤、⑥、⑦ ⑧ 取締役 ⑨ 取締役+監査役(会計限定も可) ⑩ 取締役会+会計参与 ⑪ 取締役会+監査役(会計限定も可)

・すべての会社において、以下の設置が可能

- ① 取締役会+監査役+監査役会+会計監査人
- ② 取締役会+監査等委員会+会計監査人
- ③ 取締役会+指名委員会等+会計監査人

・取締役は⑦、⑧、⑨以外も必置

・会計参与は⑩以外も設置可

#### (2) 清算株式会社(特例有限会社を除く)の株主総会以外の機関設計

	清算開始時に大会社であった会社(監査役は必置)	清算開始時に大会社でなかった会社
清算開始時に公開会社であった会社 (監査役は必置)	① 清算人+監査役 ② 清算人+清算人会+監査役 ③ 清算人+清算人会+監査役+監査役会	
清算開始時に公開会社でなかった会社	(注)	①~③ ④ 清算人 ⑤ 清算人+清算人会

(注)清算開始時に公開会社または大会社であり、**監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社**であった清算株式会社については、**監査等委員である取締役または監査委員が監査役**となります(会第477条第5項、第6項)。

別表3

5 株式会社の役員任期等

		原則	例外	その他の任期満了事由
取締役・会計参与	監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社以外	選任後2年以内	①定款又は株主総会の決議によって、任期を短縮可 ②公開会社でない会社にあつては、定款によって、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに伸長可	以下の効力が生じた時 ①監査等委員会・指名委員会等を置く旨の定款の変更 ②株式の譲渡制限の定めを全て廃止する定款の変更 ③会計参与にあつては、会計参与を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更
	監査等委員会設置会社（監査等委員である取締役以外）・指名委員会等設置会社	選任後1年以内	定款又は株主総会の決議によって、任期を短縮可	以下の効力が生じた時 ①監査等委員会・指名委員会等を置く旨の定款の変更 ②監査等委員会・指名委員会等を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更 ③会計参与にあつては、会計参与を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更
	監査等委員会設置会社（監査等委員である取締役）	選任後2年以内	定款によって、任期の満了前に退任した者の補欠として選任された者の任期を退任した者の任期の満了するまでに短縮可	
監査役	選任後4年以内	に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで	①定款によって、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期を退任した監査役の任期の満了するまでに短縮可 ②公開会社でない会社にあつては、定款によって、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに伸長可	以下の効力が生じた時 ①監査役を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更 ②監査等委員会・指名委員会等を置く旨の定款の変更 ③監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更 ④株式の譲渡制限の定めを全て廃止する定款の変更
会計監査人	選任後1年以内		なし	会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更の効力が生じた時
執行役	選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に召集される取締役会の終結の時まで		定款によって、任期を短縮可	指名委員会等を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更の効力が生じた時

別表 4

9 閲覧申請書（法務局ホームページから転載）

会社法人用		附属書類閲覧申請書	
(地方) 法務局		支局・出張所	平成 年 月 日 申請 ※ 太枠の中に書いてください。
1 申請人 (閲覧に利害関係を有する人を記載してください。)			
申請人	住所	フリガナ	
	氏名又は 商号・名称	会社法人等番号 ( - - )	
2 窓口に来られた方 (申請人本人の場合は、□欄にチェックのみで結構です。)			
<input type="checkbox"/>	申請人	住所	
<input type="checkbox"/>	代理人	フリガナ	
<input type="checkbox"/>	代表者	氏名	
※ 代理人が申請する場合は委任状が必要です。また、代表者が申請する場合は、申請人欄に会社法人等番号を記載する場合と閲覧の申請先の登記所の管轄内に本店がある場合を除いて、申請人の登記事項証明書の添付が必要です。			
3 閲覧申請する対象の会社・法人			
会社・法人名	住所	フリガナ	
	商号・名	会社法人等番号 ( - - )	
4 閲覧申請する附属書類			
閲覧しようとする附属書類が提出された登記の名称等		平成 年 月 日付け (受付番号 )	の登記
附属書類の名称		左の書面を閲覧する利害関係 (利害関係を証明する書面)	
		( )	
		( )	
		( )	
※ 4種類以上の附属書類の閲覧申請をする場合には、適宜の用紙を続用紙として使用してください。			
手数料		受付年月日	
(乙号・13)			

収入印紙欄

収入印紙

収入印紙は割印をしないでここに貼ってください。  
(登記印紙も使用可能)